

## 淡路市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙「広報淡路」

イ 市が使用する封筒その他印刷物

ウ 市のホームページ

エ 市の財産

オ アからエまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で、かつ、市長が適当であると認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告媒体の種類等)

第3条 市長は、広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告掲載料

(4) 広告の募集方法及び選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に当たり必要な事項

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性があるもの

(5) 個人又は法人の名刺を広告するもの

(6) 社会問題について主義主張するもの

(7) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれがあるもの

(8) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に規定する広告の範囲その他必要な広告掲載の基準については、別に定める。

### (審査会)

第5条 広告の内容、広告掲載等に係る疑義について審査するため、淡路市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は、企画政策部長をもって充て、委員は、秘書広報課長、総務部総務課長、財務部財政課長及び教育部教育総務課長をもって充てる。

3 委員長は、ホームページに掲載する広告に関する審査を行う場合は、前項に定める委員に、企画政策部情報課長を加えることができる。

4 委員長は、第2項及び前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長（課長相当職を含む。）を、臨時の委員として加えることができる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が市長の要請に応じ招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、広告掲載をするそれぞれの広告媒体を所管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 議長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、会議終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画政策部秘書広報課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

(淡路市「広報淡路」広告掲載取扱要綱の廃止)

2 淡路市「広報淡路」広告掲載取扱要綱（平成17年淡路市告示第123号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月31日告示第89号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第39号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第49号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月17日告示第129号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。